

災害発生時における避難所開設基準

		地震対策	風水害対策	自主避難対応（台風接近時）
開設基準	判断基準	区内で震度5強以上の地震が発生した場合	「警戒レベル3」高齢者等避難（※1） 「警戒レベル4」全員避難（※2）が発令された場合	①強い台風が市域に上陸あるいは、接近するおそれがあり、区内で相当程度の被害が生じることが見込まれる場合（※4） ②その他、区長が必要と認める場合
	開設場所	区内全避難所	区内市立小・中学校、阪南高校	区内市立小学校
	開設数	37箇所	警戒レベル3発令：18箇所（※3） 警戒レベル4発令：23箇所	14箇所
	開設時期	地震発生後即時	警戒レベル3・4発令後即時	暴風警報発表見込み時刻の2～3時間前
	運営主体	自主防災組織（地域役員）☑区役所	自主防災組織（地域役員）☑区役所	区役所

※1：大和川の水位（柏原観測所）が4.96mに到達した時点で発令
※2：大和川の水位（柏原観測所）が5.54mに到達した時点で発令
※3：長居公園通以南に限る
※4：台風接近前に大阪管区気象台が開催する台風説明会において、大阪府の予想最大風速（陸上）が30m/s以上となる場合を目安とする